

静岡市集落支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、中山間地域のうち、特に高齢化の進行の著しい井川地区、玉川地区、大河内地区、梅ヶ島地区、大川地区、清沢地区及び両河内地区に所在する集落（以下「山間地集落」という。）の状況を把握するとともに、山間地集落を維持し、又は活性化するため、静岡市集落支援員（以下「集落支援員」という。）を置くものとし、その任用、職務その他必要な事項については、この要綱の定めるところによる。

(任用)

第2条 集落支援員は、満20歳以上の者であつて、心身が健康で山間地集落の振興に熱意と識見を有する者のうちから市長が選任し、任用する。

2 前項の規定による集落支援員の選任は、公募の方法によるものとし、その募集の方法、選考の手續等は、別に定める。

(任用期間)

第3条 集落支援員の任用期間は、1年とする。ただし、業務上必要がある場合には、1年を超えない範囲内で、通算して5年を限度として当該任用期間を更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、年度の中途において任用された集落支援員の任期は、当該年度の末日までとする。

(身分)

第4条 集落支援員は、非常勤の特別職とする。

(職務)

第5条 集落支援員は、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 担任する山間地集落の巡回及びその状況の把握に関すること。
- (2) 山間地集落の住民の意見の集約に関すること。
- (3) 市又は山間地集落の住民が行う山間地集落の振興施策への協力に関すること。
- (4) 中山間地域ホームページの更新に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、山間地集落の振興に関し、市長が必要があると認める職務

(報酬)

第6条 集落支援員の報酬は、月額116,600円とする。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

(勤務時間等)

第7条 集落支援員の勤務時間は、おおむね週 30 時間とし、第5条に規定する職務を遂行するために必要な時間とする。

(服務)

第8条 集落支援員は、この要綱その他関係法令を遵守し、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

2 集落支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(身分証明書の携帯等)

第9条 集落支援員は、職務を遂行するときは、常に身分証明書(様式第1号)を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(業務等の報告)

第10条 集落支援員は、勤務の都度、その職務の概要その他必要と認める事項を記録した業務日報(様式第2号)を作成し、毎月10日までに、当該月の前月分について市長に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、臨時に業務日報の提出を求めることができる。

(社会保険等)

第11条 集落支援員の社会保険等の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(公務災害補償等)

第12条 集落支援員は、公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤上の災害を被ったときは、その者の勤務場所及び勤務形態に応じて、静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成15年静岡市条例第38号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)のいずれかの適用を受けるものとする。

(退任)

第13条 集落支援員は、任用期間の途中において退任しようとするときは、退任しようとする日の30日前までに市長に退任願い(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(解職)

第14条 市長は、集落支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、解職することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 第8条の規定に違反し、集落支援員としての適格性を欠くとき。

(任用の手続)

第15条 集落支援員の任用の手続は、経済局農林水産部中山間地振興課が行う。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、集落支援員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

（表）

身分証明書	
写真	氏名
正面、脱帽にて3 箇月以内に撮影 したもの	生年月日 年 月 日
上記の者は、静岡市集落支援員設置要綱第1条に規定する集落支援員であることを証明する。	
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	
静岡市長 氏 名 印	

（裏）

注意事項
1 この証明書は、職務を遂行するときは、常に携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。
3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
4 この証明書は、退任し、又は解職されたときは、直ちに返納しなければならない。

様式第2号（第10条関係）

業務日報

集落支援員氏名 _____

活 動 年 月 日	年 月 日
勤 務 時 間	
巡 回 地 域	
活 動 内 容	
地 域 情 報	
特 記 事 項	

様式第3号（第13条関係）

退任願い

年 月 日

（あて先）静岡市長

集落支援員 氏名

次により静岡市集落支援員を退任したいので承認して下さるようお願いいたします。

退 任 希 望 年 月 日	年 月 日
退 任 理 由	

（注）集落支援員氏名欄には、集落支援員が署名し、又は記名押印すること。